

別記第 1 2 号様式 (第 2 1 条関係)

管理地区内行為許可申請書

熊本県知事 様 年 月 日

申請者 住所
(法人にあつては主たる事務所の所在地)
 氏名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号

管理地区内における行為の許可を受けたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第 3 5 条第 5 項の規定により、次のとおり申請します。

生息地等保護区の名称	
管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

- 備考 1 氏名 (法人にあつては代表者の氏名) を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる図面等を添付してください。
- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

別記第13号様式（第22条関係）

管理地区内既着手行為届出書

熊本県知事

様

年 月 日

届出者 住所

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

管理地区が指定された際、当該管理地区内において既に行為に着手していたので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第35条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

生息地等保護区の名称	
管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為に着手した日	年 月 日
行為の完了の日 又はその予定日	年 月 日

備考 次に掲げる図面等を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

別記第14号様式（第24条関係）

管理地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所
（法人にあつては主たる事務所の所在地）
 氏名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 電話番号

管理地区内において非常災害に対する必要な応急措置としての行為をしたので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第35条第10項の規定により、次のとおり届け出ます。

生息地等保護区の名称	
管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為の着手日	年 月 日
行為の完了の日 又はその予定日	年 月 日

備考 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図を添付してください。

別記第15号様式（第26条関係）

立入制限地区内立入許可申請書

熊本県知事

様

年 月 日

申請者 住所

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

立入制限地区における立入りの許可を受けたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第36条第5項の規定により、次のとおり申請します。

立入制限地区の名称	
行為の目的	
行為の場所	
立入者の人数	
立入りの方法	
立入りの開始予定日 （予定期間）	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)

- 備考 1 氏名（法人にあつては代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付してください。

別記第16号様式（第27条関係）

監視地区内行為届出書

熊本県知事 様 年 月 日

届出者 住所

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

監視地区内において行為を行うので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり申請します。

生息地等保護区の名称	
管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

備考 次に掲げる図面等を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

別記第17号様式（第30条関係）

保護管理事業確認申請書

熊本県知事

様

年 月 日

申請者 地方公共団体の名称

代表者の氏名

印

保護管理事業の確認を受けたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第43条第2項の規定により、次のとおり申請します。

保護管理事業の対象となる 指定希少野生動植物	
事業の区域	
事業の概要	
開始予定日	年 月 日

備考 保護管理事業の事業計画書を添付してください。

別記第18号様式（第31条関係）

保護管理事業認定申請書

熊本県知事

様

年 月 日

申請者 住所

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

保護管理事業の認定を受けたいので、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第43条第3項の規定により、次のとおり申請します。

保護管理事業の対象となる 指定希少野生動植物	
事業の区域	
事業の概要	
開始予定日	年 月 日

- 備考 1 氏名（法人以外の団体にあつては代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる図面等を添付してください。
- (1) 保護管理事業の事業計画書
 - (2) 申請者の略歴を記載した書類（法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本）

別記第19号様式（第33条関係）

（表）

身 分 証 明 書

この証明書を携帯する職員は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第49条第1項に規定する野生動植物保護監視員です。

所属
職名
氏名

年 月 日交付
熊本県知事

印

(裏)

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例抜すい

(野生動植物保護監視員)

- 第49条 知事は、その職員のうち規則で定める要件を備えるものに、第12条、第21条第1項、第22条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第33条、第38条第1項若しくは第2項又は第39条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。
- 2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員（次項において「野生動植物保護監視員」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(助言又は指導)

- 第12条 知事は、県内希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、県内希少野生動植物の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

- 第21条 知事は、許可を受けた者が前条の規定に違反し、又は第19条の規定により許可に付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

- 第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る施設及び飼養栽培施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等、飼養栽培施設、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(特定希少野生動植物事業者に対する指示等)

- 第30条 知事は、特定希少野生動植物事業者が第24条第4項（第26条第3項において準用する場合を含む。）、第26条第1項又は第28条の規定に違反した場合において、その特定希少野生動植物事業を適正化して特定希少野生動植物の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

(報告徴収及び立入検査)

- 第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定希少野生動植物事業者に対し、その特定希少野生動植物事業に関し報告を求め、又は職員に、その特定希少野生動植物事業を行うための施設に立ち入り、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助言又は指導)

- 第33条 知事は、県内希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

(措置命令等)

- 第38条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第35条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

- 2 知事は、第35条第4項若しくは第36条第4項の規定に違反した者、第35条第7項（第36条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者が、その違反行為によって指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

- 第39条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第35条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。